

2023 年度
電源 I 〃 廠気象対応調整力 (kW・kWh)
契約書
【標準契約書】

関西電力送配電株式会社

〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下、「乙」という。）（当社が属地 TS0 とならない場合、「と●●電力株式会社（以下「丙」という。）」を加える。）、とは、2022年9月1日に乙が公表した2022年度電源Ⅰ「厳気象対応調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、乙が厳気象時の需給ひっ迫時（乙以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含む。）に需給バランス調整を実施するための調整力を、甲が（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供することについて、次のとおり契約する。

（電源Ⅰ「厳気象対応調整力」）

第1条 甲は、乙が厳気象時の需給バランス調整等の実施や広域的な需給バランス調整等に寄与するために、乙（当社が属地 TS0 とならない場合で丙が指令する場合、「乙」を「乙から依頼を受けた丙（以下「乙（丙）」という。）」に置き換える。以降、本契約の指令に係る箇所は同様に置き換える。）の指令に応じ、別紙1（契約電源等一覧表）の発電設備または負荷設備（以下「契約電源等」という。）により生じた調整力を用いて、電源Ⅰ「厳気象対応調整力」（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供するものとする。

なお、この場合、契約電源等は、2022年7月1日実施の乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）の託送供給等約款（以下「約款」という。）に規定する次の各設備に該当するものとする。なお、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）が約款を変更した場合には、変更後の約款の該当条項による。以下同じ。

（1）揚水発電設備

約款附則2（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）（3）に規定する「当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社または当社の供給区域で事業を営む配電事業者と調整に関する契約を締結する設備」

（2）発電設備（揚水発電設備を含む）

15（供給および契約の単位）（4）に規定する「調整電源」

（3）負荷設備

15（供給および契約の単位）（5）に規定する「調整負荷」

2 この契約において、電源Ⅰ「厳気象対応調整力」の提供とは、次のものをいう。

（1）甲が、第3条に規定する受電地点において、契約電源等のうち、第5条に規定する契約電力を、乙の指令に応じ、契約電源等の発電出力の増加または負荷設備における電気使用の抑制による調整力の供出（以下「運転」という。）が可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

(2) 甲が、乙の指令に応じ、第20条に定める提供時間（以下「提供時間」という。）において、契約電源等を契約電力の範囲内で運転すること。

（発電計画の提出と調整力ベースラインの設定）

第2条 甲は、発電設備を活用して調整力の供出を行う場合、発電設備ごとに当該調整電源のバランシンググループの発電計画値（以下「BG最経済計画値」という。）を、電力広域的運営推進機関を通じて乙（当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「丙」経由で乙）に置き換える。）に提出するものとする。

2 甲は、負荷設備を活用して調整力の供出を行う場合、乙（当社が属地TSOとならない場合、「および丙」を加える。）との間で、契約電源等ごとに、その需要場所において本契約にもとづく調整力の提供がなかった場合に想定される負荷消費量に1/(1-損失率)を乗じた値（損失率は約款にもとづくものとする。以下同じ。）を想定需要電力量の基準値（以下「調整力ベースライン」という。）として設定するものとし、調整力ベースラインの設定方法は、別紙1に定めるとおりとする。

3 前項により算出された調整力ベースラインについては、第14条で定める調整電力量とともに原則として乙からの指令により甲が需要抑制を実施した月の翌月末日までに、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が別途定める書式を用いて甲から乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）へ提出するものとする。

4 乙（当社が属地TSOとならない場合、本条内の以降の「乙」の後に「または丙」を加える。）が必要と認める場合、乙が必要とする発電等可能電力、発電等可能電力量およびその他の運用制約等を甲は乙に直接提出するものとする。

（供給（受電）地点および送電上の責任分界点）

第3条 供給（受電）地点および送電上の責任分界点は、契約電源等に関し、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに準ずるものとする。

（財産分界点および管理補修）

第4条 財産分界点および管理補修は、契約電源等に関し、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）との間で約款にもとづき締結している発電量調整供給契約または接続供給契約の定めに準ずるものとする。

(契約電力、需要家(発電所)名、所在地、供給(受電)地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、供出電力および電圧)

第5条 契約電源等の契約電力、需要家(発電所)名、所在地、供給(受電)地点特定番号、負荷設備・発電設備区分、供出電力および電圧は別紙1のとおりとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備に関する要件(募集要綱第5章2(1)に限らない。)を満たしていることを確約する。

(需給運用への参加)

第7条 乙は、提供時間において調整力の提供を必要とする時間の3時間前に、甲に対し、

1 2回を限度として調整力の提供を求めることができるものとする。

2 甲は、乙が調整力の提供を求めた場合は、公衆安全確保等特別な事情がある場合を除いて、これに応じるものとする。また、甲は、調整力の提供について、原則として、3時間継続した後、これを終了することとするが、3時間経過より前に、乙が調整力提供の終了を求める場合、可能な範囲で、これに応じるものとする。

3 乙は、前項の場合も、約款にもとづく甲のbalancingグループの計画値に制約を及ぼさないものとする。

(運用要件)

第8条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとする。乙からの指令値は、原則、第5条に定める契約電力と同値とする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合で、実効性テストと電源Ⅰ[〃]厳気象対応調整力の供出を同日に指令する場合の指令値は、以下の式により算定された値(※)を小数点以下第1位で四捨五入した値(以下「実効性テスト実施時指令値」という。)とする(なお、電源Ⅰ[〃]厳気象対応調整力の供出指令後、同日中の実効性テストの指令は行わない)。

実効性テスト実施時指令値

$$= \text{契約電力} \times \frac{\text{契約電源等の内実効性テストとして活用されていない発電設備および負荷設備の供出電力の合計値}}{\text{契約電源等における供出電力の合計値}}$$

※上記を標準的な算定方法としますが、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させていただきます。

- (1) 乙の指令に応じて、乙の指令から3時間以内に、契約電力まで運転が可能であること。(以下、乙の指令から甲が運転するまでの時間を「発動時間」という。)
 - (2) 提供時間において、乙の指令に応じた運転が可能であること。また、当該時間での運転が可能となるよう、発動時間を勘案した時間帯において、待機が可能であること。
 - (3) 乙の指令に応じた出力増をした時刻から、原則として、3時間にわたり運転継続が可能であること。また、原則として、3時間運転継続の後、運転終了できること。また、調整実施後3時間以内に、乙から復帰指令を行った場合は、可能な範囲でその指令に応じること。
 - (4) 契約電源等に不具合が生じた場合、すみやかに乙（当社が属地TSOとならない場合、本号および次号の「乙」の後に「および丙」を加える。）に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
 - (5) 契約電源等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
 - (6) 乙の承諾を得た場合を除き、(2)の要件を満たすために、第20条に定める提供期間（以下「提供期間」という。）において、電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の契約電力を本契約の目的以外に活用しないこと。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の全部または一部を活用する場合はこの限りでない。
 - (7) 契約電源等が発電設備に該当する場合、乙（当社が属地TSOとならない場合、本号の「乙」を「丙」に置き換える。）の電力系統において契約電源等に係る制約が生じ契約電源等の出力抑制が必要となった場合は、乙はすみやかに甲に制約の内容について連絡するとともに、甲は約款にもとづきBG最経済計画値をすみやかに制約に応じたものに変更すること。なお、乙はこれに必要な協力をする。
 - (8) 契約電源等に、本契約に定める事項、募集要綱、約款、系統運用ルール、電力広域的運営推進機関の業務規程および送配電等業務指針のほか、本契約に付帯して交換する申合書等（以下「本契約等」という。）を遵守させること。
 - (9) 電源Ⅰ 厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で、乙が甲、または甲の電源Ⅰ 厳気象対応調整力の提供に関連するリソースアグリゲータ、需要家等に対し、需要および発電に関する実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には、その求めに応じること。
- 2 甲は、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

(停止計画)

第9条 甲は、乙が別途定める期日までに、提供期間における契約電源等の停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は、前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 停止時期は、提供時間を除く時期に設定すること。

(計量)

第10条 契約電源等が発電設備の場合、契約電源等から受電する電力量（以下「実績電力量」という。）は、原則として契約電源等ごとに（当社が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。契約電源等が負荷設備の場合、契約電源等で消費される電力量（以下「実績電力量」という。）は、約款にもとづき（当社が属地TSOとならない場合、「丙が」を加える。）取り付けた記録型等計量器により30分単位で計量するものとする。ただし、契約電源等ごとに計量することができない場合の実績電力量は、別途甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）の協議により定めるものとする。

2 計量器の故障等により、実績電力量を正しく計量できない場合は、その都度甲乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）協議のうえ、別途実績電力量を決定するものとする。

(計量器等の取付け)

第11条 本契約に係る料金の算定上、新たに必要となる記録型等計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）は、原則として、乙（当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。）が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、乙は、その工事費の全額を工事費負担金として甲から申し受けるものとする。ただし、約款62（計量器等の取付け）にもとづき取り付ける計量器等で料金の算定が可能な場合は、本契約にもとづき計量器等は取り付けないものとする。

2 法令等により、本契約にもとづき取り付けした計量器およびその付属装置および区分装置を取り替える場合は、原則として、乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。甲は実費を乙に支払うものとする。

(通信設備等の施設)

第12条 契約電源等に対する乙の指令の受信および契約電源等の現在出力等の乙（当社

が属地 TS0 とならない場合、「または丙」を加える。)への伝送等に必要な通信設備および伝送装置等について、以下の区分で施設するものとする。ただし、乙(当社が属地 TS0 とならない場合、「または丙」を加える。)との間で、通信設備もしくは伝送装置等の省略について合意している場合は、この限りでない。

(1) 発電所等構内の通信装置、出力制御装置等

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 発電所等から最寄りの変電所、通信事業所等までの間の通信線等

乙(当社が属地 TS0 とならない場合、本号および次号の「乙」を「丙」に置き換える。)が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(3) 上記(1)、(2)以外の通信線等

乙が選定し、かつ、乙の所有とし、乙が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は乙が負担するものとする。ただし、保安通信電話や転送遮断装置等、発電機連系に必要な装置の情報伝送において、伝送路を専有している場合はこの限りでない。

～簡易指令システムを用いたオンライン指令で制御するための設備については、下記のとおり置き換える～

(1) 甲の簡易指令システム用送受信装置

甲が選定し、かつ、甲の所有とし、甲が取り付けるものとする。また、その工事に要した費用は甲が負担するものとする。

(2) 甲の簡易指令システム用送受信装置から簡易指令システムまでの通信線等乙が指定する通信回線および認証・暗号化等について、甲の負担で契約を行うものとする。

～ここまで～

(調整電力量の算定)

第13条 乙が調整を求めた期間について算出される調整電力量は、契約電源等ごとに、次の各号のとおり算定するものとする。ただし、容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合、当該活用されている発電設備および負荷設備については、調整電力量の算定対象から除外するものとする。

(1) 別紙1の負荷設備・発電設備区分が発電設備の場合、30分ごとの実績電力量からゲートクローズ(発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り(実需給1時間前)のことをいう。)時点における30分ごとのBG最経済計画値による電力量を減じた値を30分値と定義した上

で、乙が求めた調整開始時刻を含む30分値から調整終了時刻を含む30分値までのすべての30分値を合計して算出するものとする。

(2) 別紙1の負荷設備・発電設備区分が負荷設備の場合、30分ごとの調整力ベースラインによる電力量から実績電力量に $1 / (1 - \text{損失率})$ を乗じたものを減じた値を30分値と定義したうえで、乙が求めた調整開始時刻を含む30分値から調整終了時刻を含む30分値までのすべての30分値を合計して算出するものとする。

(3) 別紙1の1需要家(発電所)において、負荷設備・発電設備区分が負荷設備および発電設備の場合、前二号により算定した値を合計した値とする。

(4) 上記(1)、(2)において、送電端と異なる電圧で実績電力量の計量を行なう場合は、甲乙(当社が属地TS0とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。)協議により定めた方法により、計量した実績電力量を送電端に補正したうえで、調整電力量の算定を行なうものとする。

2 前項の調整電力量については、以下の区分で算定する。

(1) 上げ調整電力量

調整電力量が正の場合の電力量

(2) 下げ応動電力量

調整電力量が負の場合の電力量

3 前項により算定された調整電力量については、原則として翌々月15日までに、乙(当社が属地TS0とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。)から甲へ通知するものとする。

(料金)

第14条 乙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、厳気象対応調整力契約電力料金および(当社が属地TS0とならない場合、「および」を「を甲に支払うもの」とする。また、丙は、厳気象対応調整力の提供に係る料金として、)と置き換える)厳気象対応調整力料金を甲に支払うものとする。

2 甲、乙(当社が属地TS0とならない場合、「または丙」を加える)が相手方に支払う料金の算定期間(以下「料金算定期間」という。)は、毎月1日から当該月末日とする。

(厳気象対応調整力契約電力料金の算定)

第15条 各料金算定期間の厳気象対応調整力契約電力料金は、契約電源等ごとに別紙2(月間料金一覧表)に定める月間料金とする。

- 2 第21条、第22条、第25条もしくはその他事由により、本契約の提供期間の途中で本契約が終了する場合、契約終了日を含む月の月間料金については、契約終了日までの日割計算により算出された金額とする。

(契約電力未達時割戻料金)

第16条 契約電源等において、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検、契約電源等の需要減等の事由により、乙からの発動指令にもかかわらず、運転継続時間（運転継続時間が3時間以上の場合は3時間とする。）中において、電源Ⅰ「厳気象対応調整力の一部でも（当社が属地TSOとならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙に提供できなかった30分単位のコマ（以下「30分単位の当該コマ」という。）に対し、第2項のとおり、契約電力未達時割戻料金を算定する。ただし、停止を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、契約電力未達時割戻料金の対象としないことができるものとする。なお、契約電力未達時割戻料金の対象判定（電源Ⅰ「厳気象対応調整力契約電力未達」と判定される30分単位のコマ数（以下「契約電力未達コマ数」という。）の算定）については、30分単位のコマごとに行なうものとする。

- 2 契約電力未達時割戻料金については、料金算定期間ごとに以下の式にて算定するものとする。なお、発動回数は、運用要件に定める最低発動回数の12回とする。ただし、12回を超えて乙から電力の供出を要請した場合には、その超えた回数（発動回数の制限を超過している場合はそのうち要請に応じた回数）を加えた回数とする。

$$\begin{aligned} \text{契約電力未達時割戻料金} &= \text{別紙2に定める年間料金} \\ &\times \frac{\text{契約電力未達コマ数合計}}{\text{発動回数} \times \text{運転継続時間の30分コマ数}} \times 1.5 \end{aligned}$$

- 3 契約電力未達コマ数は、料金算定期間ごとに以下の算定式で求める。

$$\text{契約電力未達コマ数} = 30\text{分単位の当該コマ数} \times \text{一部未達割合}$$

- 4 一部未達割合は、以下の算定式で求めるものとする。

一部未達割合

$$= \frac{\text{電源Ⅰ} \text{ 厳気象対応調整力契約電力} \times 1 \text{ 時間} \div 2 - \text{当該コマにおける実績調整電力量}}{\text{電源Ⅰ} \text{ 厳気象対応調整力契約電力} \times 1 \text{ 時間} \div 2}$$

- 5 容量市場にて落札された発動指令電源の実効性テストとして、契約電源等の一部が活用されている場合、前二項の一部未達割合算定上の電源Ⅰ 厳気象対応調整力契約電力は、「実効性テスト実施時指令値」とする。
- 6 当該コマにおける実績調整電力量は、第13条における契約電源等ごとに30分値を合計した値とする。
- 7 第4項における算定結果が負の場合は、一部未達割合を0とみなし、算定結果が1を超える場合は1とみなす。なお、一部未達割合は、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。
- 8 年間の契約電力未達時割戻料金の合計は、年間料金を上限とするものとする。

(厳気象対応調整力料金の算定)

第17条 厳気象対応調整力料金は、次の(1)の金額から(2)の金額を差し引いた金額とする。ただし、(2)が(1)を上回る場合は、(2)の金額から(1)の金額を差し引いた金額とする。

なお、甲が乙と電源Ⅱ契約等(電源Ⅱ周波数調整力契約、電源Ⅱ需給バランス調整力契約、電源Ⅱ低速需給バランス調整力契約、関西国際空港島に立地していることが必要な電源の調整力契約)を締結している場合および需給調整市場に関する契約を締結している場合、電源Ⅱ契約等における料金および需給調整市場における料金と合わせて算定する。

(1) 上げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、第13条にもとづく上げ調整電力量に、第18条にもとづく上げ調整電力量料金に係る単価を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(2) 下げ調整電力量料金

契約電源等ごとに、本契約第13条にもとづく下げ応動電力量に、インバランス単価(託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづき乙(当社が属地TSOとならない場合、本条の「乙」を「丙」に置き換える。)が算定、公表するものという。)に $1 / (1 + \text{消費税等率} [\text{消費税率および地方消費税率を合計した値とする。}])$ を乗じて得た値を乗じて得た金額を、すべての契約電源等につき合計した金額とする。

(電力量料金単価の提出)

- 第18条 前条の(1)について、甲は乙(当社が属地 TSO とならない場合、「および丙」を加える。)に対し、契約電源等ごとに、土曜日から翌週金曜日(以下「適用期間」という。)までの上げ調整電力量に適用する単価(円/kwh)を原則として適用期間の開始直前の火曜日(当該日が休祝日の場合はその直前の営業日とする。)の14時までに需給調整市場システムに登録するものとする。なお、甲が当該期限までに単価の登録を行わない場合は、提供期間以前に、甲があらかじめ需給調整市場システムに登録した単価(以下「初期登録単価」という。初期登録単価に変更が生じた場合は需給調整市場システムに再登録するものとする。)を適用するものとする。
- 2 前項に基づき登録する単価は別紙3(上げ調整電力量に係る単価)の上限電力量単価を上限とする。なお、提供期間内において別紙3で提出した上限電力量単価を上回る単価を登録していた場合、別紙3で提出した上限電力量単価で精算するものとする。
- 3 甲は、第1項にもとづき単価登録した後、各30分コマの始期の6時間前までの間、単価の変更を行うことができるものとするが、適用した単価を過去に遡って修正することはできないこととする。
- 4 甲が、前三項にもとづき、単価の登録および変更を行うに際し、需給調整市場システムを利用するために必要となる機材および通信設備等は、甲の責任と負担において準備するものとする。
- 5 甲は、需給調整市場システムにおいて、需給調整市場運営者が定める操作方法に従い操作し、需給調整市場システムを通じて行われた処理について一切の責任を負うものとする。

(料金等の支払い)

- 第19条 第15条、第16条および第17条により算定した料金については、原則として、乙(当社が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。)が料金等の通知のために発行する仕入明細書、仕入明細書(対価の返還)および適格請求書を「適格請求書等保存方式」における適格請求書等として甲に通知する。なお、乙(当社が属地 TSO とならない場合、「または丙」を加える。)が発行する適格請求書等で、適格請求書等区分が仕入明細書または仕入明細書における対価の返還に該当する場合、通知日の翌日から起算して5日以内に甲から記載内容の誤りに関する連絡がない場合、当該適格請求書等の記載内容に同意したものとみなし、以下のとおり支払いを行なうものとする。ただし、請求書の送付が通知日の翌日から起算して6日以内に行われなかった場合は、その遅延した日数に応じて支払期日を延長するものとする。
- 2 乙は第15条にもとづく厳気象対応調整力契約電力料金を当該料金算定期間の

翌月 15 日までに甲へ通知するものとする。甲は、第 15 条にもとづく厳気象対応調整力契約電力料金を通知日の翌日から起算して 6 日以内に乙に請求し、乙は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。

- 3 乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は第 17 条にもとづく厳気象対応調整力料金を当該料金算定期間の翌々月 15 日までに甲へ通知するものとする。甲または乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「丙」に置き換える。）は、第 17 条にもとづく厳気象対応調整力料金を、通知日の翌日から起算して 6 日以内に相手方に請求し、当該相手方は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。
- 4 乙は第 16 条にもとづく契約電力未達時割戻料金を当該料金算定期間の翌々月 15 日までに甲へ通知するものとする。乙は、第 16 条にもとづく契約電力未達時割戻料金を、通知日の翌日から起算して 6 日以内に甲に請求し、甲は、同月末日（当該日が金融機関の休業日の場合はその直前の休業日でない日）までに支払うものとする。
- 5 第 2 項、第 3 項および第 4 項の支払いがそれぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合とする。）の延滞利息を相手方に支払うものとする。
- 6 第 15 条、第 16 条および第 17 条により算定した料金が不適当と認められる場合は、甲乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）で協議のうえ、金額の再算定を行なうものとする。なお、料金の再算定は、第 25 条に定める請求書発行区分ごとに、月単位で行い、再算定後の料金と既精算料金との差額を確認する。再算定の結果、適切な金額と既支払金額との間に差額が発生した場合は、次の料金支払いに合わせて乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「乙」を「乙または丙」に置き換える。）が請求書発行区分ごとに、月単位で適格請求書等を再発行し、精算するものとする。
- 7 乙は、次の各号の場合に乙が甲に対して有する債権と、乙が甲に対して負う債務を相殺処理することができるものとし、その場合の料金の請求および支払いは前各項に準ずるものとする。
 - （1）第 16 条にもとづく契約電力未達時割戻料金が生じた場合
 - （2）第 17 条にもとづく厳気象対応調整力料金に関し下げ調整電力量料金が上げ調整電力量料金を上回った場合（当社が属地 TS0 とならない場合、第 7 項を削除する。）

（電源 I 〃 厳気象対応調整力の提供期間、提供時間および契約の有効期間）

第20条 本契約にもとづく甲から（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙を通じて」を加える。）乙への電源 I 〃 厳気象対応調整力の提供期間は、2023年7月1日から2023年9月30日までおよび2023年12月1日から2024年2月29日までとする。

2 電源 I 〃 厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間の内、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する日、12月29日、12月30日、12月31日、1月2日および1月3日を除き、各日9時から20時までとする。

3 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

（合意による解約）

第21条 甲乙いずれか一方（当社が属地 TS0 とならない場合、「甲乙いずれか一方」を「甲または乙もしくは丙のいずれか」に置き換える。）が、やむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

（契約の解除）

第22条 甲または乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。）が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「相手方」を「当事者」に置き換える。）に対して、書面をもって本契約の履行を催告するものとする。

2 前項の催告を行なった後、30日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができる。

（1） 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合

（2） 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合

(4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

- 4 本契約にもとづく甲の厳気象対応調整力の提供に必要となる、電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きを提供期間の始期までに完了していないことが明らかとなったときには、乙は、本契約をただちに解除できるものとする。

(解約または解除に伴う補償)

第23条 本契約の解約または解除によって、その責に帰すべき者の相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第24条 甲または乙（当社が属地 TSO とならない場合、「もしくは丙」を加える。）が、第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関係のある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第25条 甲および乙（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「甲および乙」の後に「ならびに丙」を加える。）は、相手方（当社が属地 TSO とならない場合、本条の「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- (1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- (2) 反社会的勢力が、経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙（当社が属地 TSO とならない場合、「また

は丙」を加える。)が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く。)

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第26条 甲または乙(当社が属地TSOとならない場合、本条の「甲または乙」の後に「もしくは丙」を加える。)が、本契約に違反して、相手方(当社が属地TSOとならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。)もしくは第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害(間接損害および特別損害を含む。)を与えた場合、甲または乙は、その賠償の責を負うものとする。

(事業税相当額および収入割相当額)

第27条 本契約において事業税相当額とは、地方税法および特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定により課される事業税に相当する金額をいい、収入割相当額とは事業税相当額のうち収入割に相当する金額をいう。

2 料金算定時の収入割相当額および事業税相当額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 甲が事業税相当額に収入割相当額を含む場合で、乙(当社が属地TSOとならない場合、「乙」を「乙および丙」に置き換える。)が甲に支払う場合

厳気象対応調整力契約電力料金および上げ調整電力量料金支払い時に収入割相当額(料金に収入割に相当する率/(1-収入割に相当する率)を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、収入割相当額に適用する収入割に相当する率は、甲の収入割に相当する率とする。

(2) 甲が乙に支払う場合

契約電力未達時割戻料金および下げ調整電力量料金(当社が属地TSOとならない場合、「契約電力未達時割戻料金および下げ調整電力量料金」を「契約電力未達時割戻料金」に置き換える。)支払い時に事業税相当額(料金に事業税

率/ (1 - 事業税率) を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、乙の事業税率とする。

～当社が属地 TS0 とならない場合、以下を加える～

(3) 甲が丙に支払う場合

下げ調整電力量料金支払い時に事業税相当額(料金に事業税率/ (1 - 事業税率) を乗じた金額)をそれぞれ加算する。

なお、事業税相当額に適用する事業税率は、丙の事業税率とする。

～ここまで～

(消費税等相当額)

第28条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

2 本契約にもとづく料金の算定において第15条、第16条および第17条に定める料金にそれぞれ消費税相当額を加算するものとする。

3 消費税相当額の計算にあたっては、第15条、第16条および第17条により算定した料金に第27条第2項(1)に定める収入割相当額または第27条第2項(2)に定める事業税相当額を加算し、以下の消費税等相当額に関する算定区分(以下、「請求書発行区分」という)ごとに合算した金額を課税標準とする。

(1) 乙が甲に支払う料金(仕入明細書)

厳気象対応調整力契約電力料金、上げ調整電力量料金の合計額(当社が属地 TS0 とならない場合、「上げ調整電力量料金の合計額」を削除する)

(2) 甲が乙に支払う料金(仕入明細書における対価の返還)

契約電力未達時割戻料金

(3) 甲が乙に支払う料金(適格請求書)

下げ調整電力量料金

～当社が属地 TS0 とならない場合、上記(3)を下記(3)および(4)に置き換える～

(3) 丙が甲に支払う料金(仕入明細書)

上げ調整電力量料金

(4) 甲が丙に支払う料金(適格請求書)

下げ調整電力量料金

(単位および端数処理)

第29条 本契約において、料金その他を計算する場合の単位および端数処理は、次のとおりとする。

(1) 調整電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

- (2) 料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。第27条で定める収入割相当額、事業税相当額および第28条で定める消費税等相当額を加算して授受する場合は、収入割相当額、事業税相当額および消費税等相当額が課される金額ならびに消費税等相当額、収入割相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第30条 本契約に定めのない契約電源等の運用に関する細目事項については、別途、甲乙（当社が属地 TS0 とならない場合、本条の「甲乙」を「当事者間」に置き換える。）の協議を踏まえ、運用申合書等を作成し定めることができるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第31条 本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

- 2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第32条 甲および乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「ならびに丙」を加える。）は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) あらかじめ相手方（当社が属地 TS0 とならない場合、「相手方」を「他の当事者」に置き換える。）の承諾を得た場合
- (2) 電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合
- (3) 調整力の広域的な運用のために、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「または丙」を加える。）が他の一般送配電事業者に提示する場合
- (4) 第50回制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)における情報公表に関する整理事項に基づく必要な措置として乙のウェブサイトにて公開する場合

- 2 本条は本契約終了後も、永久に、なお有効に存続する。

(協議事項)

第33条 本契約に定めのない事項については本契約等によるものとする。

- 2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「甲乙」を「当事者間で」に置き換える。）誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書 2（当社が属地 TS0 とならない場合、「2」を「3」に置き換える。）通を作成し、記名押印のうえ甲、乙（当社が属地 TS0 とならない場合、「丙」を加える）それぞれ 1 通を保有する。

□□□□年□□月□□日

（住所）〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
甲 〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇

（住所）大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 1 6 号
乙 関西電力送配電株式会社 代表取締役社長 土井 義宏

（当社が属地 TS0 とならない場合、以下の内容を加える）

（住所）〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
丙 〇〇電力株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇

別紙 1. 契約電源等一覧表

契約電源等名	契約電力 (kW)	需要家(発電所)名	所在地	供給(受電)地点特定番号	負荷設備・ 発電設備区分	供出電力(kW)						電圧 (kV)	ベースライン設定方法
						7月	8月	9月	12月	1月	2月		
関西DR 1	5,000	〇〇株式会社	滋賀県●●市・・・	0601124432112345620000	負荷設備	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	275	High 4 of 5(当日補正有)
		〇〇株式会社	京都府□□市・・・	0601124439999945620000	負荷設備	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	33	High 4 of 5(当日補正有)
関西DR発電1	1,500	▼▼工場	大阪府△△市・・・	0601000000000045620000	負荷設備	300	300	300	300	300	300	22	High 4 of 5(当日補正有)
				0601000000000045690000	発電設備	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200		-

別紙 2. 月間料金一覧表

契約電源等名	契約電力 (kW)	年間料金 (円)	月間料金（7月～9月、 12月、1月）(円)	月間料金（2月） (円)	その他
〇〇アグリA					

別紙 3. 上げ調整電力量に係る単価

適用期間
本契約の有効期間

契約電源等名	契約電力 (kW)	上限電力量単価 (円／kWh)